

所外の病院等における看守勤務要領

平成21年11月30日所長決裁

大村入国管理センター（以下「当センター」という。）収容中の被収容者を所外の病院等（以下「病院」という。）に入院させた場合における入国者収容所組織規則第7条第8号から第11号及び統括入国警備官の事務分担を定める内規第2条第3項に規定する処遇部門が行う看守勤務については、当センター被収容者処遇細則のほか、下記に定めるところにより行い、被収容者の逃走等保安事故の防止に努めるものとする。

記

1 勤務の体制

- (1) 処遇部門首席入国警備官は、入院させた被収容者の数、国籍、性別、性格、病状及び病院の構造その他の事情を勘案の上、所長の承認を受けて必要と認める数の副看守責任者及び看守勤務者を配置するものとする。
- (2) 看守勤務者は、看守責任者の指揮を受け、当センター警備執務細則第3章に定める看守勤務者の責務を厳守するとともに、鉄格子及び鍵がないことを十分留意し、保安事故の防止に万全を期さなければならない。

2 勤務配置

看守勤務者の勤務配置は、看守勤務命令簿によって発令するものとする。

3 勤務時間の割振

看守勤務者の勤務は、交代制勤務入国警備官勤務時間割振表の「」又は「」によるものとする。

4 報告

- (1) 所長に対する報告は、現行の看守勤務日誌を別添1のとおりとし、別添2の記載例により動静等の内容を簡潔に記載し、別添1に添付する。

- (2) 定時報告は、原則として毎日、

- ☐ [REDACTED]
- ☐ [REDACTED]
- ☐ [REDACTED]

の■とする。

ただし、被収容者の逃走及び病状の急変等緊急の場合には、直ちに看守責任者（又はその上司）へ報告するものとする。被収容者に対する面会の申出、

電話使用の申出があった場合等上司の許可を求める必要がある場合も同様とする。

5 留意事項

看守勤務者は、次のことを特に留意しなければならない。

- (1) 逃走防止のため、被収容者に退院の見込み時期を秘匿すること。
- (2) 他の入院患者や病院の業務に迷惑や支障を来さないこと。
- (3) 逃走、自損等保安上重大な支障を来すおそれ大きいときは、戒具の使用を躊躇しない。

添付物

- | | |
|----------------|-----|
| 1 看守勤務日誌記載例 | 1 部 |
| 2 看守勤務日誌次用紙記載例 | 1 部 |

附 則（平成21年11月30日一部改正）

この要領は、平成21年11月30日から施行する。

別記第2号様式（第四条関係）

〇〇〇〇病院

所長	次長	処遇首席部門	処遇統括担当	看守責任者

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇曜日・

看守勤務日誌

勤務者	階級	氏名	印
		(注)勤務者の階級，氏名及び直を記載する。	

時間	区分	巡視	見張り	動しよ	休憩	時間	区分	巡視	見張り	動しよ	休憩
8 : 30			省略	省略	省略	20 : 30			省略	省略	省略
10 : 30						22 : 30					
12 : 30						0 : 30					
14 : 30						2 : 30					
16 : 30						4 : 30					
18 : 30						6 : 30					
20 : 30						8 : 30					

特記事項

[illegible]

措 置	時間	記 事	時間	措 置
就 勤	00:00	〇〇人〇〇の入院のため〇〇警守以下〇名は、〇		
		〇〇病院〇〇棟〇〇号室において有警備勤務に就い		
		た。㊦		
勤務交代	00:00	〇〇警守以下〇名から諸般事項等異状なく申し受		
		け勤務交代した。㊦		
		〇〇警守以下〇名に諸般事項等異状なく申し送り		
		勤務交代した。㊦		
退 院	00:00	〇〇人〇〇の退院のため〇〇警守以下〇名は、有		
		警備勤務を終了する。		
見 張 り	00:00	見張り勤務に就いた。㊦		
動 静	00:00	就寝中（就床中）。㊦		
用 便	00:00	用便（大便・小便）を行う。㊦		
検 温	00:00	検温実施。（〇〇度）㊦		
採 血	00:00	採血実施。㊦		
点 滴	00:00	点滴開始。㊦	00:00	終 了

[illegible]